

様式第41号(第29条関係)

(表)

様
(様分)

請求日 年 月 日

古河市長 宛て

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・預かり保育・一時預かり・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の給付の審査に当たり、実際に利用していること及び利用料の支払状況を古河市が対象施設に確認することについて同意します。

1 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏名	㊟		現住所	電話番号	-	-

※自署の場合は、押印不要

2 認定子ども

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名					

3 初めての請求の場合又は下記の「前回の振込口座」に変更がある場合は、償還払いの振込先を記入してください。

※ 本請求書の「施設等利用給付認定保護者(請求者)」と下記「前回の振込口座」の名義人が異なる場合は改めて記入してください。

(①又は②のどちらか一方に記入)(※1)

① 金融機関名(ゆうちょ銀行以外)	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用組合 支店	口座番号		
農協・信用金庫 出張所	口座名義(カタ)	※原則、振込先は請求者名義の口座です。	

② ゆうちょ銀行	口座名義(カタ)	※原則、振込先は請求者名義の口座です。	
通帳記号 1 0 の	通帳番号		

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、古河市指定の委任状(別紙)を提出してください。

前回の振込口座

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
	口座番号		* * * *
	口座名義(カタ)		

4 請求額(合計)

(※2 「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」にて古河市で請求額を確認します。)

※2

円

(裏面も記入してください。)

(裏)

5 今回の請求に添付する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」の利用月（「年」については、[]内に、利用した年を記入してください。）

①	施設名	添付する領収書及び提供証明書の月	年	月分（上記の該当年月に○を付けてください。）											
			[]年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			[]年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
②	施設名	添付する領収書及び提供証明書の月	年	月分（上記の該当年月に○を付けてください。）											
			[]年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			[]年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
③	施設名	添付する領収書及び提供証明書の月	年	月分（上記の該当年月に○を付けてください。）											
			[]年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			[]年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

(①～③)に書き切れない数の施設を利用した場合は、余白等に同内容を記入してください。)

6 今後の請求予定について、次に該当する場合は○を付けてください。

回答内容	該当する場合は○
今回請求分以前の利用料等について、未請求分（請求漏れ等）はありません。	

「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」を添付してください。（原則、原本提出）

添付書類が不備の場合は、添付書類の提出日に合わせてお支払い月を調整いたしますことを、あらかじめ御了承願います。

【参考】次の内容に従い、古河市で請求額を確認します。

※ 預かり保育事業を利用している場合は、預かり保育とその他の事業（認可外保育施設・一時預かり・病児保育・子育て援助活動支援事業）とを合算して請求することは原則できませんが、次の場合のみ合算して請求することが可能です。

「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

※ 預かり保育の場合の月額上限額は、第2号認定の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。

（月単位で、実際に支払った金額と@450円×利用日数とを比較して、少ない方の額が決定額になります。）

※ 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。

月の途中で認定期間が終了し、若しくは開始する場合又は市町村間の転出入の場合は、月額限度額は次のとおりとなります。

・月の途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日（終了日）までの日数÷その月の日数

・月の途中で認定期間が開始する場合又は別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入日（開始日）からの日数÷その月の日数

※ 第2号認定とは当該年度4月1日付けで3歳に到達している子どもをいい、第3号認定とは当該年度4月1日付けで3歳未満の子どものことをいいます。（発行している「施設等利用給付認定通知書」にて確認してください。）